

松戸都市計画下水道の変更

(松 戸 市 決 定)

計 画 書

[松戸市第1号公共下水道]

令和8年 月

千葉県松戸市

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第1号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約3,937ha

雨水 約3,708ha

理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

理 由 書

令和6年度に変更した松戸市江戸川左岸流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の污水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の污水本管理設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

都市計画の策定経緯の概要書

松戸都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県県土整備部 都市整備局長への事前協議	令和8年5月12日	松建整第 37号 令和 8年 5月12日
都市計画案の概要の 公告・縦覧	令和8年7月 1日から 令和8年7月15日まで	松戸市公告第85号 令和 8年 7月 1日 縦覧者 0人 公述申出書の提出 0人
都市計画公聴会	令和8年8月27日	中止
都市計画案の公告・縦覧	令和8年9月 1日から 令和8年9月15日まで	予定 松戸市公告第 号 令和 年 月 日 縦覧者 人 意見書の提出
市都市計画審議会	令和8年10月14日	予定 松街都計審第 号 令和 年 月 日
千葉県知事への 協議の申出	令和8年11月 4日	予定 松建整第 号 令和 年 月 日
千葉県知事の協議回答	令和8年11月18日	予定 下第 号 令和 年 月 日
決定告示	令和8年12月11日	予定 松戸市告示第 号 令和 年 月 日

参 考

計画書の新旧対照

変更前
変更後

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第1号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 松戸市第1号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 3,938ha

約 3,937ha

雨水 約 3,704ha

約 3,708ha

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
古ヶ崎前田 汚水幹線	松戸市古ヶ崎字3丁目	松戸市古ヶ崎字3丁目	
長津川第1号 雨水幹線	松戸市中和倉字橋戸	松戸市中和倉字橋戸	分流雨水

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
幸谷中継ポンプ場	松戸市新松戸1丁目	敷地面積 60m ²
新松戸中継ポンプ場	松戸市新松戸7丁目	敷地面積 400m ²
小山雨水ポンプ場	松戸市小山字横枕	敷地面積 3,080m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

参 考

計 画 概 要 書

松戸都市計画下水道変更概要書

1. 変更の趣旨

令和6年度に変更した江戸川左岸流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の汚水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の汚水本管埋設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

2. 松戸市公共下水道概要

都市計画の名称	松戸都市計画
下水道の名称	松戸市第1号公共下水道 松戸市第3号公共下水道 松戸市第5号公共下水道
処理区域名	江戸川左岸処理区(松戸市第1号公共下水道) 金ヶ作処理区(松戸市第3号公共下水道) 手賀沼処理区(松戸市第5号公共下水道)
行政区域面積	6,138 ha
下水道全体計画面積 (市全体)	5,720 ha 5,300 ha(江戸川左岸流域関連) ※金ヶ作処理区を含む 420 ha(手賀沼流域関連)
都市計画決定面積 (市全体)	4,463 ha 3,937 ha(江戸川左岸流域関連) 松戸市第1号公共下水道 163 ha(金ヶ作処理区) 松戸市第3号公共下水道 363 ha(手賀沼流域関連) 松戸市第5号公共下水道

行政人口	50.2 万人（令和 7 年度末）
下水道全体計画人口 （市全体）	43.9 万人（目標 江戸川左岸流域関連 2049 年度） （目標 手賀沼流域関連 2051 年度） 40.4 万人（江戸川左岸流域関連） 3.5 万人（手賀沼流域関連）

3. 松戸市第1号公共下水道変更概要

項目	計画変更	既決定 (令和4年度)	備考
決 定 面 積	3,937 ha	3,938 ha	1ha の減
決 定 人 口	394,670 人	399,360 人	4,690 人の減
排 除 方 式	分流式	←	
流 量 算 定	合理式 $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$	←	
降 雨 強 度 式	$I = \frac{4900}{t+38} \quad (50\text{mm/hr})$ (5年確率)	←	
流 出 係 数	0.45～0.65	←	用途別に算定
流 入 時 間	5分～7分	←	
流 速 (汚 水) (雨 水)	0.60～3.00 m/sec 0.80～3.00 m/sec	←	
汚 水 量 原 単 位 (最 終)	日 平 均 345 l/人・日 日 最 大 435 l/人・日 時間最大 615 l/人・日 (地下水 75 l/人・日)	375 l/人・日 475 l/人・日 680 l/人・日 (70 l/人・日)	30 l/人・日の減 40 l/人・日の減 65 l/人・日の減 5 l/人・日の増
処理水量 (日最大)	家 庭 142,090 m³/日 工 場 6,150 m³/日 地下水 29,600 m³/日 計 177,840 m³/日	161,730 m³/日 4,560 m³/日 27,960 m³/日 計 194,250 m³/日	19,640 m³/日の減 1,590 m³/日の増 1,640 m³/日の増 16,410 m³/日の減
余 裕 (汚 水)	25～100%	←	
(雨 水)	特に考慮しない	←	

参 考

新 旧 对 照 表

新 旧 対 照 表
(松戸市第1号公共下水道)

項 目	計 画 変 更		既 決 定 (令和4年度)		備 考
1. 下水道の名称	松戸市第1号公共下水道		松戸市第1号公共下水道		変更なし
2. 排水区域 (汚 水)	江戸川左岸処理区	3,937ha	江戸川左岸処理区	3,938ha	1haの減
	松戸第9処理分区	150ha	松戸第9処理分区	150ha	変更なし
	市川第1-1処理分区	63ha	市川第1-1処理分区	63ha	〃
	市川第4-4処理分区	75ha	市川第4-4処理分区	75ha	〃
	流山第6処理分区	1ha	流山第6処理分区	1ha	〃
	流山第8処理分区	10ha	流山第8処理分区	10ha	〃
	松戸第1処理分区	587ha	松戸第1処理分区	587ha	〃
	松戸第1-1処理分区	313ha	松戸第1-1処理分区	313ha	〃
	松戸第1-2処理分区	214ha	松戸第1-2処理分区	214ha	〃
	松戸第2処理分区	849ha	松戸第2処理分区	850ha	1haの減
	松戸第3処理分区	321ha	松戸第3処理分区	321ha	変更なし
	松戸第4処理分区	305ha	松戸第4処理分区	305ha	〃
	松戸第5処理分区	88ha	松戸第5処理分区	88ha	〃
	松戸第6処理分区	80ha	松戸第6処理分区	80ha	〃
	松戸第7処理分区	642ha	松戸第7処理分区	642ha	〃
	松戸第8処理分区	206ha	松戸第8処理分区	206ha	〃
	松戸第10処理分区	33ha	松戸第10処理分区	33ha	〃
(雨 水)	排水区50力所	3,708ha	排水区50力所	3,704ha	4haの追加
	幸田第1排水区	27ha	幸田第1排水区	27ha	変更なし
	幸田第2排水区	14ha	幸田第2排水区	14ha	〃
	中金杉排水区	20ha	中金杉排水区	20ha	〃
	東平賀第1排水区	40ha	東平賀第1排水区	40ha	〃
	東平賀第2排水区	12ha	東平賀第2排水区	12ha	〃
	大金平排水区	12ha	大金平排水区	12ha	〃

項 目	計 画 変 更		既 決 定 (令和4年度)		備 考
	大谷口排水区	67ha	大谷口排水区	67ha	変更なし
	新松戸第1排水区	22ha	新松戸第1排水区	22ha	〃
	新松戸第2排水区	6ha	新松戸第2排水区	6ha	〃
	幸谷排水区	60ha	幸谷排水区	60ha	〃
	二ツ木排水区	357ha	二ツ木排水区	357ha	〃
	平賀排水区	146ha	平賀排水区	146ha	〃
	富士川排水区	29ha	富士川排水区	29ha	〃
	根木内第1排水区	10ha	根木内第1排水区	10ha	〃
	根木内第2排水区	12ha	根木内第2排水区	12ha	〃
	根木内第3排水区	4ha	根木内第3排水区	4ha	〃
	馬橋排水区	39ha	馬橋排水区	39ha	〃
	前田川排水区	101ha	前田川排水区	101ha	〃
	矢切排水区	135ha	矢切排水区	135ha	〃
	横須賀排水区	70ha	横須賀排水区	70ha	〃
	新松戸中央排水区	154ha	新松戸中央排水区	154ha	〃
	新松戸西部排水区	1ha	新松戸西部排水区	1ha	〃
	新松戸南部排水区	54ha	新松戸南部排水区	54ha	〃
	長津川排水区	215ha	長津川排水区	215ha	〃
	西馬橋排水区	109ha	西馬橋排水区	109ha	〃
	さかえ排水区	160ha	さかえ排水区	160ha	〃
	さかえ中排水区	25ha	さかえ中排水区	25ha	〃
	古ヶ崎排水区	59ha	古ヶ崎排水区	59ha	〃
	さかえ西排水区	54ha	さかえ西排水区	54ha	〃
	みさき排水区	44ha	みさき排水区	44ha	〃
	北松戸排水区	199ha	北松戸排水区	199ha	〃
	松戸排水区	407ha	松戸排水区	407ha	〃
	小山排水区	10ha	小山排水区	10ha	〃
	上矢切排水区	36ha	上矢切排水区	36ha	〃

項 目	計 画 変 更	既 決 定 (令和4年度)	備 考
	春木川東部第1排水区 148ha	春木川東部第1排水区 147ha	1haの追加(0.6ha)
	春木川東部第2排水区 101ha	春木川東部第2排水区 98ha	3haの追加(3.3ha)
	春木川中部第1排水区 158ha	春木川中部第1排水区 158ha	変更なし
	春木川中部第2排水区 26ha	春木川中部第2排水区 26ha	〃
	春木川中部第3排水区 44ha	春木川中部第3排水区 44ha	〃
	春木川中部第4排水区 128ha	春木川中部第4排水区 128ha	〃
	春木川西部排水区 227ha	春木川西部排水区 227ha	〃
	関台排水区 11ha	関台排水区 11ha	〃
	紙敷第1排水区 27ha	紙敷第1排水区 27ha	〃
	紙敷第2排水区 14ha	紙敷第2排水区 14ha	〃
	紙敷第3排水区 15ha	紙敷第3排水区 15ha	〃
	秋山第1排水区 12ha	秋山第1排水区 12ha	〃
	秋山第2排水区 22ha	秋山第2排水区 22ha	〃
	秋山南排水区 32ha	秋山南排水区 32ha	〃
	戸山排水区 5ha	戸山排水区 5ha	〃
	丸山排水区 28ha	丸山排水区 28ha	〃
3. 下水管渠 (汚 水)	幹 線 数 1 本 古ヶ崎前田汚水幹線 ◎1.8 260m	幹 線 数 1 本 古ヶ崎前田汚水幹線 ◎1.8 260m	変更なし 〃
(雨 水)	幹 線 数 1 本 長津川第1号雨水幹線 ◎2.6 ~ □2.4×2.4 56m	幹 線 数 1 本 長津川第1号雨水幹線 ◎2.6 ~ □2.4×2.4 56m	〃 〃
4. ポンプ施設	名称 幸谷中継ポンプ場 位置 松戸市新松戸1丁目 敷地面積 60㎡ 施設総面積 60㎡	名称 幸谷中継ポンプ場 位置 松戸市新松戸1丁目 敷地面積 60㎡ 施設総面積 60㎡	変更なし
	名称 新松戸中継ポンプ場 位置 松戸市新松戸7丁目 敷地面積 400㎡ 施設総面積 180㎡	名称 新松戸中継ポンプ場 位置 松戸市新松戸7丁目 敷地面積 400㎡ 施設総面積 180㎡	変更なし

項 目	計 画 変 更	既 決 定 (令和4年度)	備 考
	名称 小山雨水ポンプ場 位置 松戸市小山字横枕 敷地面積 3,080 m ² 施設総面積 1,290 m ²	名称 小山雨水ポンプ場 位置 松戸市小山字横枕 敷地面積 3,080 m ² 施設総面積 1,290 m ²	変更なし
5. 処理施設	なし (江戸川左岸流域下水道に流入)	なし (江戸川左岸流域下水道に流入)	変更なし

参 考

变 更 经 过 一 览

松戸市第1号公共下水道経過一覧表

令和8年4月現在

変更回数	種 別	決定及び変更年月日	面積(ha)	人口(人)	日最大 汚水量 (㎥/日)	事業費 (百万円)	目標年度又は事業年度	変 更 内 容
当 初	全 体 計 画	昭和 47年 3月	5,314.00	508,800	451,590		H.3	江戸川流域別下水道整備総合計画
当 初	都 市 計 画 決 定	昭和 47年 3月 30日 松戸市告示第83号	739.00	79,100	64,700		H.3	
	下水道法事業認可	昭和 47年 6月 21日 千葉県指令第1557号の1	686.32	73,800	60,800	5,461.33	S.47～53	小山雨水ポンプ場の追加 他
	都市計画法事業認可	昭和 47年 7月 7日 千葉県告示第478号	686.32			5,461.33	S.47～53	
第1次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 49年 8月 26日 松戸市告示第43号	1,505.00	150,800	150,700		H.3	区域766haの追加
	下水道法事業認可	昭和 49年 10月 1日 千葉県指令第2144号	1,370.96	136,800	140,200	15,833.33	S.47～55	区域684.64haの追加、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 49年 10月 11日 千葉県告示第837号	1,370.96			15,833.33	S.47～55	区域684.64haの追加、事業費・事業年度の変更
		昭和 50年 12月 26日 千葉県告示第1005号					S.47～55	和名ヶ谷、上本郷、仲井町一丁目の追加（収用のみ）
第2次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 51年 8月 23日 松戸市告示第49号	1,505.00	150,800	150,700		H.3	一部幹線の追加、ルート・断面・延長の変更
	下水道法事業認可	昭和 51年 9月 16日 千葉県指令第1908号	1,423.64	142,100	144,200	16,453.33	S.47～57	区域52.68haの追加、一部幹線の追加、ルート・断面・延長の変更、事業費、事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 51年 9月 28日 千葉県告示第617号	1,423.64			16,453.33	S.47～57	区域52.68haの追加、一部幹線の追加、ルート・断面・延長の変更、事業費、事業年度の変更
第3次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 53年 3月 10日 松戸市告示第121号	1,505.00	150,800	150,700		H.3	一部幹線のルート・断面・延長の変更
	下水道法事業認可	昭和 53年 3月 16日 千葉県指令第806号	1,423.64	142,100	144,200	16,541.00	S.47～57	一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更
	都市計画法事業認可	昭和 53年 3月 24日 千葉県告示第266号	1,423.64			16,541.00	S.47～57	一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更
第4次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 55年 3月 14日 松戸市告示第34号	2,309.00	230,400	238,400		H.3	区域804haの追加
	下水道法事業認可	昭和 56年 6月 9日 千葉県指令第292号の2	2,227.79	221,700	231,900	29,173.00	S.47～62	区域804.15haの追加、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 56年 6月 9日 千葉県告示第525号	2,227.79			29,173.00	S.47～62	区域804.15haの追加、事業費・事業年度の変更
第5次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 57年 3月 6日 松戸市告示第26号	2,309.00	230,400	238,400		H.3	污水中継ポンプ場（2ヶ所）の廃止、一部幹線のルート・断面・延長の変更
	下水道法事業認可	昭和 57年 3月 29日 千葉県指令第292号の10	2,227.79	221,200	231,900	30,346.06	S.47～62	污水中継ポンプ場（2ヶ所）の廃止、一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更
	都市計画法事業認可	昭和 57年 4月 6日 千葉県告示第325号	2,227.79			30,346.06	S.47～62	污水中継ポンプ場（2ヶ所）の廃止、一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更
第6次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 60年 2月 26日 松戸市告示第23号	2,375.00	241,800	247,000		H.3	区域66haの追加、一部幹線の追加、ルート・断面・延長の変更
	下水道法事業認可	昭和 60年 5月 31日 千葉県指令第361号の1	2,293.99	228,300	236,800	33,165.46	S.47～62	区域66.2haの追加、一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更、計画人口の変更
	都市計画法事業認可	昭和 60年 5月 31日 千葉県告示第525号	2,293.99			32,697.20	S.47～62	区域66.2haの追加、一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更、計画人口の変更
第7次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 60年 10月 11日 松戸市告示第185号	2,607.00	278,800	274,700		H.3	区域232haの追加、一部幹線の追加、污水中継ポンプ場（新松戸1ヶ所）の追加
	下水道法事業認可	昭和 60年 11月 29日 千葉県指令第361号の5	2,525.99	265,300	264,600	37,018.26	S.47～62	区域232haの追加、一部幹線の追加、事業費の変更
	都市計画法事業認可	昭和 60年 11月 29日 千葉県告示第1199号	2,525.99			36,550.00	S.47～62	区域232haの追加、一部幹線の追加、事業費の変更
第 1 回	全 体 計 画		5,314	513,800	438,636		H.7	東京湾流域別下水道整備総合計画
第8次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 62年 2月 24日 松戸市告示第33号	2,653	297,900	274,618		H.7	区域46haの追加、一部幹線の追加、ルート・断面・延長の変更、目標年度の変更
	下水道法事業認可	昭和 62年 6月 2日 千葉県下一指令第2号の3	2,616	272,100	184,138	49,946.26	S.47～H.3	区域90haの追加、一部幹線の追加、事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	昭和 62年 6月 2日 千葉県告示第542号	2,572			49,076.37	S.47～H.3	区域46haの追加、一部幹線の追加、事業費・事業年度の変更
第9次変更	都 市 計 画 決 定	昭和 63年 3月 16日 松戸市告示第48号	3,491	387,300	343,761		H.7	区域838haの追加、一部幹線の追加、変更、污水中継ポンプ場（幸谷1ヶ所）の追加
	下水道法事業認可	昭和 63年 5月 27日 千葉県下計指令第2号の1	2,816	290,000	195,786	55,713.28	S.47～H.3	最小管径φ200mm塩ビ管に変更
	都市計画法事業認可	昭和 63年 5月 27日 千葉県告示第436号	2,772			54,843.39	S.47～H.3	区域200haの追加、一部幹線の追加、変更、污水中継ポンプ場（1ヶ所）の追加、事業費の変更
第10次変更	都 市 計 画 決 定	平成 元年 8月 30日 松戸市告示第190号	3,491	387,300	343,764		H.7	一部幹線の廃止、一部幹線のルート・断面・延長の変更
	下水道法事業認可	平成 2年 5月 8日 千葉県下計指令第2号の1	3,047	318,200	211,602	67,891.15	S.47～H.3	区域231haの追加、一部幹線の追加・廃止、一部幹線のルート・断面・延長の変更、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 2年 5月 8日 千葉県告示第435号	2,772			62,901.46	S.47～H.3	一部幹線のルート・断面・延長の変更業費の変更、事業費の変更
第 2 回	全 体 計 画		5,314	513,800	438,636		H.17	
第11次変更	都 市 計 画 決 定	平成 4年 3月 9日 松戸市告示第43号	3,491	387,300	343,761		H.17	都市計画決定基準の変更(20ha⇒100ha)に伴い一部幹線の廃止
	下水道法事業認可	平成 4年 3月 21日 千葉県下計指令第2号の9	3,047	318,200	211,602	97,286.10	S.47～H.6	事業費・事業年度の変更
	都市計画法事業認可	平成 4年 3月 21日 千葉県告示第230号	2,772			92,296.41	S.47～H.6	事業費・事業年度の変更
第12次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 4年 7月 21日 千葉県下計指令第2号の2	汚水2,490 雨水3,265	274,400	172,653	114,851.45	S.47～H.8	汚水区域218haの追加、775haの削除、計557haの削除並びに一部幹線の廃止、変更 （最小管径 φ250⇒φ200）
	都市計画法事業認可	平成 4年 8月 14日 千葉県告示第659号	汚水2,215 雨水2,990			109,861.76	S.47～H.8	汚水区域218haの追加、775haの削除、計557haの削除並びに一部幹線の廃止、変更

松戸市第1号公共下水道経過一覧表

令和8年4月現在

変更回数	種 別	決定及び変更年月日	面積(ha)	人口(人)	日最大 汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は事業年度	変 更 内 容
第13次変更	都 市 計 画 決 定	平成 7年 3月 1日 松戸市告示第59号	3,661.00	404,000	356,286		H.17	区域170haの追加並びに一部幹線の廃止、変更
	下水道法事業認可	平成 7年 5月 8日 千葉県下計指令第2号の8	汚水2,624 雨水3,399	288,400	180,633	117,513.59	S.47～H.8	区域134haの追加並びに一部幹線の廃止、変更
	都市計画法事業認可	平成 7年 5月 8日 千葉県告示第525号	汚水2,349 雨水3,124			112,523.90	S.47～H.8	区域134haの追加並びに一部幹線の廃止、変更
第14次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 7年 9月 18日 千葉県下計指令第3号の6	汚水2,817 雨水3,592	311,000	193,515	134,138.09	S.47～H.10	区域193haの追加並びに幹線の追加、変更
	都市計画法事業認可	平成 7年 10月 3日 千葉県告示第819号	汚水2,542 雨水3,317			129,148.40	S.47～H.10	区域193haの追加並びに幹線の追加、変更
第 3 回	全 体 計 画		5,314	524,000	397,354		H.22	
第15次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 8年 7月 26日 千葉県下計指令第5号	汚水2,917	307,460	169,103	143,927.69	S.47～H.10	区域100haの追加並びに幹線の追加
	都市計画法事業認可	平成 8年 8月 9日 千葉県告示第743号	雨水2,642			138,938.00	S.47～H.10	区域100haの追加並びに幹線の追加
第16次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 10年 4月 24日 千葉県下計指令第10号	汚水2,974	281,550	154,853	150,992.66	S.47～H.12	認可区域57haの追加（1-1根木内11ha 1-2東平賀13ha 2上本郷・中和倉19ha 3松戸新田14ha）
	都市計画法事業認可	平成 10年 5月 22日 千葉県告示第515号	雨水2,699			146,002.97	S.47～H.12	区域57haの追加
第17次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 10年 12月 14日 千葉県下計指令第44号	汚水3,661 雨水3,232			173,908.52	S.47～H.15	認可区域258haの追加（流山第8 2ha 1-1根木内6ha 1二ツ木・幸谷34ha 2栄町西・上本郷64ha 7河原塚・串崎新田88ha 8松戸新田・稔台64ha）
	都市計画法事業認可	平成 11年 1月 8日 千葉県告示第16号	汚水2,957			173,908.52	S.47～H.15	区域258haの追加
第18次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 12年 7月 13日 千葉県下計指令第7号	変更なし			174,140.26	S.47～H.15	長津污水幹線（管径及び延長の変更） 稔台2号污水幹線（ルート変更） 大橋第1号污水幹線（管径変更）
	都市計画法事業認可	平成 12年 7月 28日 千葉県告示第581号	変更なし			174,140.26	S.47～H.15	大橋第2号污水幹線（管径及び延長の変更） 新松戸南部污水幹線（管径の変更）
第19次変更	都 市 計 画 決 定	平成 13年 1月 31日 松戸市告示第37号	3,713					都決定区域汚水のみ52haの追加（栗ヶ沢・金ヶ作52ha・金ヶ作52ha）雨水変更なし3661ha 都市計画決定基準の変更(H8に100ha⇒1,000ha)に伴いほとんどの幹線を廃止。併せて古ヶ崎前田幹線の変更。
第 4 回	全 体 計 画	平成 14年 4月 18日	5,314	440,000			H29	目標年度 H22→H29 原単位1040ℓ→690ℓ 人口524,000人→440,000人
第19次変更	下水道法事業認可	平成 14年 4月 18日 千葉県下計指令第6号	汚水3,415			195,058.82	S.47～H.19	認可区域183haの追加（2栗ヶ沢26.4ha・松戸新田84.6ha 7日暮3.1ha・牧の原32.4ha 8仲井町31ha 9大橋5.0ha） 幹線の変更（追加変更5路線 新規追加2路線 変更11路線 外環建設の為変更2路線）
	都市計画法事業認可	平成 14年 5月 10日 千葉県告示第419号	汚水3,140			195,058.82	S.47～H.19	区域183haの追加
第20次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 15年 3月 20日 千葉県下計指令第62号	変更なし	342,910	148,750	194,904.32	S.47～H.19	八柱ポンプ場廃止 古ヶ崎・前田污水幹線（管径の変更） 稔台・松飛台污水幹線（管径の変更）
	都市計画法事業認可	平成 15年 3月 28日 千葉県告示第301号	変更なし			194,904.32		下法事業認可変更に伴う、資金計画の変更
第21次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 16年 3月15日 千葉県下計指令第25号	変更なし	342,910	148,750	194,904.32	S.47～H.19	長津污水幹線（ルートの変更）
	都市計画法事業認可	—	—			194,904.32		
第22次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 18年 9月 1日 千葉県下指令第17号	変更なし	342,910	148,750	194,904.32	S.47～H.19	大橋第2号污水幹線廃止
	都市計画法事業認可	—	—			194,904.32		

松戸市第1号公共下水道経過一覧表

令和8年4月現在

変更回数	種 別	決定及び変更年月日	面積(ha)	人口（人）	日最大 汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は事業年度	変 更 内 容
第23次変更	都 市 計 画 決 定	平成 20年 3月 4日 松戸市告示第95号	3, 759					4号廃止し、1号に編入
	下水道法事業認可	平成 20年 2月 18日 千葉県下指令第5361号	変更なし	362, 650	157, 250	195, 698. 23	S. 47～H. 22	期間延伸、処理区界の変更（松第2から流第8へ6ha）、事業費
	都市計画法事業認可	平成 20年 2月 29日 千葉県告示第242号	変更なし			195, 698. 23	S. 47～H. 22	期間延伸、事業費
第24次変更	都 市 計 画 決 定	—	—					
	下水道法事業認可	平成 20年 5月 30日 千葉県下指令第132号	変更なし	362, 650	157, 250	196, 988. 23	S. 47～H. 22	耐震化事業追加
	都市計画法事業認可	平成 20年 6月 17日 千葉県告示第555号	変更なし			196, 988. 23	S. 47～H. 22	耐震化に伴う資金計画の変更
第25次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業認可	平成 21年 3月 25日 千葉県下指令第856号	汚水3, 461	368, 280	159, 700	361, 643. 57	S. 47～H. 22	
	都市計画法事業認可	平成 21年 4月 10日 千葉県告示第380号	汚水3, 186				S. 47～H. 22	
第 5 回	全 体 計 画	平成 21年 8月 7日	5, 301	436, 000	211, 660		H. 36	目標年度 H29→H36 原単位690ℓ→ 680ℓ 人口440, 000人→436, 000人 処理区界の変更（-13h a）
第26次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業認可	平成 22年 8月 13日 千葉県下指令第310号	汚水3503	370, 220	156, 580	407, 786. 08	S. 47～H. 27	古ヶ崎西及び関汚水幹線の廃止、古ヶ崎幹線及び稔台串崎汚水幹線の変更、稔台松飛台幹線の区域拡大（42ha）に伴う延伸 H36諸元先取り変更
	都市計画法事業認可	平成 22年 8月 13日 千葉県告示第605号	汚水3, 458 雨水2, 841			400, 878. 73	S. 47～H. 27	区域拡大に伴う汚水事業地の整理(+42）（排水区にて既認可区域）及び旧北小金処理区（230ha）の使用（汚水・雨水）の追加
第27次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	平成 24年 6月 22日 下第194号	汚水3, 585	378, 100	159, 940	412, 793. 19	S. 47～H. 27	稔台松飛台幹線の変更及び稔台松飛台幹線の区域拡大（82ha）に伴う延伸 全体計画の変更（流山第6処理分区の追加1. 0ha）
	都市計画法事業認可	平成 24年 6月 22日 千葉県告示第442号	汚水3, 540 雨水2, 841			406, 375. 08	S. 47～H. 27	区域拡大に伴う汚水事業地の整理(+82）（排水区にて既認可区域）
第28次変更	都 市 計 画 決 定	平成 24年 12月 14日 松戸市告示第514号	汚水3, 756 雨水3, 704					全体計画変更に伴う処理区界の変更(3. 9ha 汚水雨水削除 市街区区域のみ) 小金字出作1. 0ha汚水 追加
	下水道法事業計画	平成 25年 3月 5日 下第662号	汚水3, 585 雨水2, 841	378, 100	159, 940	414, 375. 27	S. 47～H. 27	松戸市総合地震対策計画の位置付け、馬橋雨水幹線の変更
第29次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	平成 27年 11月 2日 下第366号	汚水3, 592 雨水2, 841	378, 240	159, 990	443, 488. 64	S. 47～H. 30	北山汚水幹線及び稔台・串崎新田汚水幹線の位置づけ、小金出作地区及び串崎新田地区の区域拡大（7. 09ha）、松戸市総合地震対策計画の位置付け、期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 27年 11月 20日 千葉県告示第769号	汚水3, 547 雨水2, 841			436, 130. 31	S. 47～H. 30	区域拡大に伴う汚水事業地の整理、期間延伸
第30次変更	都 市 計 画 決 定	—						
	下水道法事業計画	平成 28年 12月 15日 下第450号	汚水3, 592 雨水2, 841	377, 870	159, 840	476, 111. 93	S. 47～H. 32	古ヶ崎前田汚水幹線の変更及び位置づけ、長津川・上本郷・中和倉雨水幹線の変更、寒風台雨水幹線の追加、期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 29年 1月 10日 千葉県告示第23号	汚水3, 547 雨水2, 841			468, 704. 10	S. 47～H. 32	財政計画の変更、期間延伸
第31次変更	都 市 計 画 決 定	平成 30年 3月 23日 松戸市告示第98号	汚水3, 938 雨水3, 704	399, 360	194, 250			高塚新田地区（138ha）、二十世紀が丘地区（44ha）の区域追加
	下水道法事業計画	平成 30年 4月 5日 下第11号	汚水3, 633 雨水2, 841	382, 490	160, 070	502, 455. 03	S. 47～H. 34	古ヶ崎前田汚水幹線の位置づけ、北山汚水幹線の変更、金ヶ作地区（26. 0ha）及び松飛台地区（15. 4ha）の追加、長津川雨水幹線の変更、地震計画の期間延伸、事業計画期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 30年 4月 27日 千葉県告示第205号	汚水3, 588 雨水2, 841			492, 234. 35	S. 47～H. 34	金ヶ作地区（+26. 0ha）及び松飛台地区（+15. 4ha）、期間延伸
第32次変更	都 市 計 画 決 定	—	-					-
	下水道法事業計画	—	-					-
	都市計画法事業認可	平成 30年 11月 3日 千葉県告示第473号	汚水3, 633 雨水2, 841			495, 748. 52	S. 47～H. 34	二十世紀が丘（+45ha 端数の関係で44haではない）の区域追加 既に区画整理で整備済みであったため、下法の変更なし
第33次変更	都 市 計 画 決 定	令和 元年 7月 5日 松戸市告示第87号	汚水3, 938 雨水3, 704					一部幹線の追加（長津川第1号雨水幹線 56m）
	下水道法事業計画	令和 2年 2月 10日 下第585号	汚水3, 659 雨水2, 841	382, 490		502, 987. 58	S. 47～H. 34	一部幹線のルート変更（長津川第1号雨水幹線）、マンホールトイレ設置のため調整区域の小中学校の区域追加（26ha）
	都市計画法事業認可	令和 2年 2月 21日 千葉県告示第71号	汚水3, 633 雨水2, 841				S. 47～H. 34	一部幹線の追加（長津川第1号雨水幹線 民地埋設のため）
第34次変更	都 市 計 画 決 定	令和 4年 11月 25日 松戸市告示第309号	汚水3, 938 雨水3, 704					幸谷中継ポンプ場の位置変更
	下水道法事業計画	令和 4年 12月 1日 下第468号	汚水3, 702 雨水2, 841	385, 530		527, 347. 35	S. 47～R. 6	期間延伸、高塚新田地区区域拡大（+43ha）、幹線の追加（高塚新田第2号汚水幹線）、幹線の変更（古ヶ崎前田汚水幹線φ200→φ250）
	都市計画法事業認可	令和 5年 1月 27日 千葉県告示第28号	汚水3, 676 雨水2, 841			527, 157. 35	S. 47～R. 6	期間延伸、高塚新田地区区域拡大（+43ha）

松戸市第1号公共下水道経過一覧表

令和8年4月現在

変更回数	種 別	決定及び変更年月日	面積(ha)	人口(人)	日最大 汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	目標年度又は事業年度	変 更 内 容
第35次変更	都 市 計 画 決 定	—	-					
	下水道法事業計画	令和 5年 9月 12日 下第334号	汚水3,702 雨水2,841			527,347.35	S.47～R.6	幸谷中継ポンプ場の位置変更、ポンプ場の位置変更に伴う幹線の変更（新松戸第1号汚水幹線）
	都市計画法事業認可	令和 5年 11月 17日 千葉県告示第442号	汚水3,676 雨水2,841			527,157.35	S.47～R.6	幸谷中継ポンプ場の位置変更
第 6 回	全 体 計 画	令和 6年 9月	5,300	404,000	175,740		R.31	目標年度 H36→R31、原単位680㍓→ 615㍓、人口436,000人→404,000人、処理区界の変更（-1h a）
第36次変更	都 市 計 画 決 定	—	-					
	下水道法事業計画	令和 7年 1月 15日 下第633号	汚水3,702 雨水2,841	385,530	150,930	560,913.30	S.47～R.8	事業期間延伸、ストックマネジメント計画の位置づけ、全体計画を反映
	都市計画法事業認可	令和 7年 2月 14日 千葉県告示第68号	汚水3,676 雨水2,841			560,723.27	S.47～R.8	事業期間延伸（ストックマネジメント計画の計上）
第37次変更	都 市 計 画 決 定	—	-					
	下水道法事業計画	令和 8年 1月 27日 下第568号	汚水3,743 雨水2,841	388,910	152,260	606,422.62	S.47～R.13	事業期間延伸、高塚新田地区区域拡大（+41.53ha）、幹線の追加（高塚新田第1号汚水幹線）、ストックマネジメント計画の更新
	都市計画法事業認可	令和 8年 2月 27日 千葉県告示第91号	汚水3,718 雨水2,841			606,232.59	S.47～R.13	事業期間延伸、高塚新田地区区域拡大（+41.53ha）
第38次変更 (今回変更)	都 市 計 画 決 定	令和 8年 月 日						
	下水道法事業計画	令和 8年 月 日						
	都市計画法事業認可	令和 8年 月 日						

関係機関との協議・調整経過一覧表

関係機関名	協議方法	協議の内容及び問題点	見直し又は結果	資料番号
河川清流課	打合せ	雨水排水区域の変更について	支障なし	1

下水道整備課

課長	補佐	計画班	記録
	 	    	

河川清流課

課長	補佐	担当
	  	 

打合せ・協議録

内 容	松戸都市計画下水道の排水区域の変更に伴う協議について
日 時	令和8年4月21日（火）13：00～13：45
場 所	河川清流課
河 川 清 流 課	大庭補佐
下 水 道 整 備 課	小関主査、西口

【要旨】

「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」の内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は計画当初の既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。

【協議内容の詳細】

<下水道整備課>

別紙①②：今回協議内容資料、 別紙③：前回(平成24年度)協議内容資料 を基に内容を説明。

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」を予定。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境（別紙②参照）。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域（3.9ha）が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれる。

一部区域（3.9ha）は、H24年度に実施した都市計画決定において、汚水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯（別紙③）があるが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にある。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東

部第2排水区の一部区域（3.9ha）を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画（H24年度）		変更計画（R8年度）		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	
春木川 東部 第1 排水区	約 147ha	約 1ha	約 148ha 増減：+1ha （+0.6ha）	— 増減：-1ha （-0.6ha）	※変更なし 春木川1号水路 （準用河川 春木川） 放流箇所：松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量： 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 98ha	約 3ha	約 101ha 増減：+3ha （+3.3ha）	— 増減：-3ha （-3.3ha）	※変更なし 春木川2号水路 （普通河川 紙敷川） 放流箇所：松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量： 24.990 m ³ /s
増減（計）			（+3.9ha）	（-3.9ha）	

<河川清流課>

今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないこと、また、平成24年度以前の計画当初の既計画に戻るのみのため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の排水区域の変更に支障はない。

以上

○松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について

R8.4

協議内容

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）と松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）】の排水区域の変更」を予定しています。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境（別図参照）になります。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域（3.9ha）が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれます。

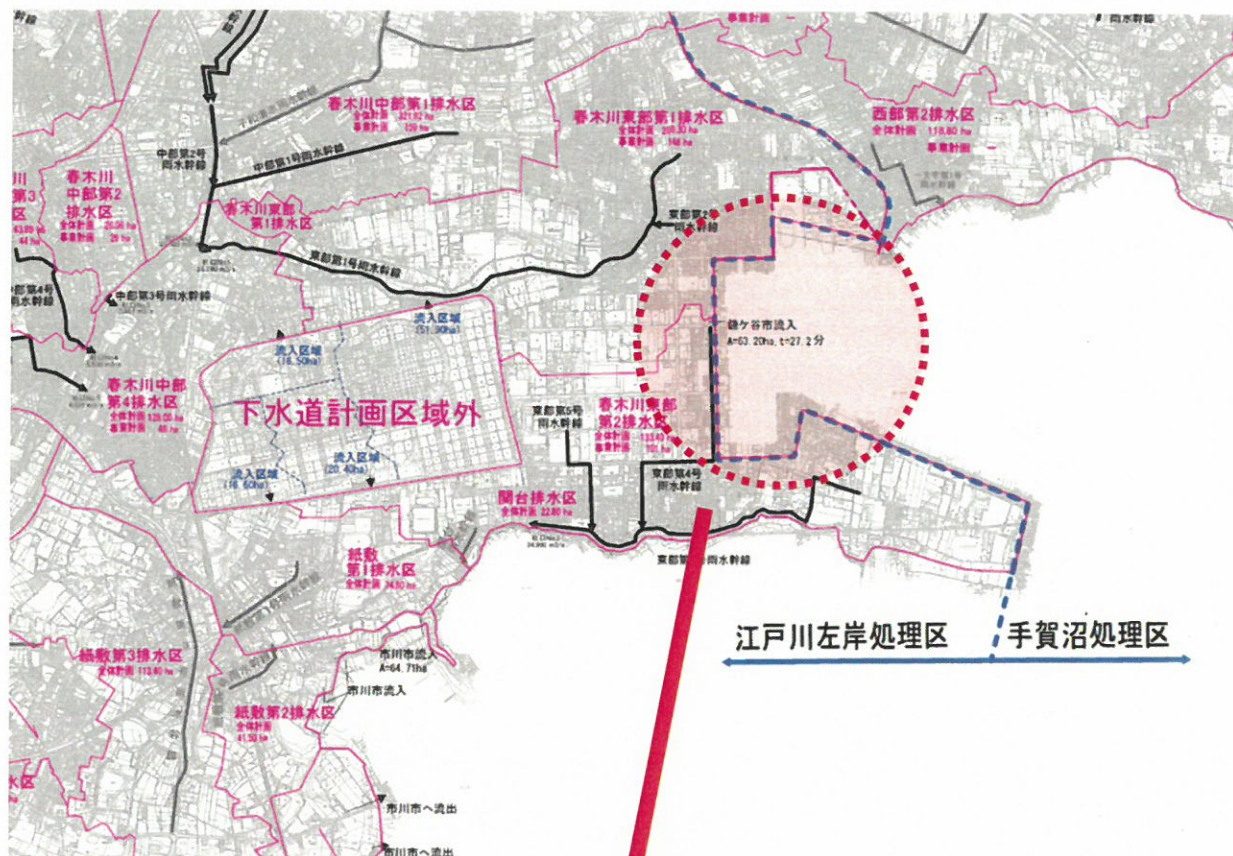
一部区域（3.9ha）は、H24年度に実施した都市計画決定において、污水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯（別紙参照）がありますが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にあります。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域（3.9ha）を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画（H24年度）		変更計画（R8年度）		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	
春木川 東部 第1 排水区	約 147ha	約 1ha	約 148ha 増減：+1ha （+0.6ha）	— 増減：-1ha （-0.6ha）	※変更なし 春木川1号水路 （準用河川 春木川） 放流箇所：松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量： 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 98ha	約 3ha	約 101ha 増減：+3ha （+3.3ha）	— 増減：-3ha （-3.3ha）	※変更なし 春木川2号水路 （普通河川 紙敷川） 放流箇所：松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量： 24.990 m ³ /s
増減（計）			(+3.9ha)	(-3.9ha)	

変更箇所

【参考：松戸市公共下水道全体計画一般図(雨水)】



赤色箇所が現在の都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれている。
下流先の処理区として、汚水の計画は正しいが、雨水の計画は、実際の排水区の吐口と異なっている。

打合せ報告書

下水道整備課

課長	専門監	補佐	主幹	庶務班長	工事班長	計画班長	担当
							

河川清流課

課長	補佐	担当
		

件名	松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について
年月日	平成24年6月20日（水）午前10:00～10:20
場所	河川清流課内打合せスペース
出席者	河川清流課：宇賀補佐、若林主幹 下水道整備課：西原主幹、中澤技師、小池
要旨	松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。
結果	<下水道整備課> 今回協議する地区（松飛台地区）は、昭和49年に都市計画松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）として都市計画決定した地区であり、決定当時は、雨水排水については、春木川東部第1排水区と春木川東部第2排水区の2つの系統に分けて処理をする計画であった。 春木川東部第1排水区系統は、隣接する鎌ヶ谷市から11.28haの流入を受けて、東部第1号雨水幹線にて日暮7丁目地先の準用河川春木川に25.290m³/sの雨水を流出させ、春木川東部第2排水区系統は、鎌ヶ谷市から63.20haの流入を受けて、東部第4号雨水幹線及び東部第3号雨水幹線にて紙敷1丁目地先の紙敷川に24.990m³/sの雨水を流出させる計画であった。 今回、効率的な下水道整備（污水管渠整備）を行うため、松飛台地区約4ha（3.9ha）を松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）から廃止し、松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）に編入する都市計画の変更を予定している。下水道の計画は污水の処理区ごとに策定しているため、計画書上、雨水の排水区も松戸市第1号公共下水道の区域であった上記2つの排水区の一部が、松戸市第5号公共下水道に変更となる。 この変更により現計画から雨水の排水形態が変わるものではないが、今後都市計画の変更手続きに入るので、念のため放流先の河川管理者と変更内容について確認したい。

	既計画		変更計画		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	
排水区名					
春木川 東部 第1 排水区	約 148 ha	—	約 147 ha 増減: -1 ha (-0.6 ha)	約 1 ha 増減: +1 ha (+0.6 ha)	※ 変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所: 松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量: 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 101 ha	—	約 98 ha 増減: -3 ha (-3.3 ha)	約 3 ha 増減: +3 ha (+3.3 ha)	※ 変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所: 松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量: 24.990 m ³ /s
(計)			(-3.9 ha)	(+3.9 ha)	

<河川清流課>

今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更に支障はない。

【参考図】

